

新潟県福祉のまちづくり施策推進会議について

1 福祉のまちづくりの位置付け

「福祉のまちづくり」は新潟県障害者計画の施策に位置付けられており、県条例の整備基準の適合率は指標の一つに定められている（計画の詳細は参考資料 1 を参照）

新潟県障害者計画

障害者基本法に基づく法定計画（計画期間：R7年度から令和14年度まで）

【基本理念】

障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会

【基本方針】

- 障害を理由とする差別の禁止
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

10の視点から施策の方向を示し、計画の進捗管理のため15の指標を設定

第2章 安全・安心な生活環境の整備

3 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

＜施策＞ 新潟県福祉のまちづくり条例の趣旨・目的の一層の周知を図る
整備基準適合施設に対する適合証の交付
新潟県福祉のまちづくり施策推進会議における推進方策の協議

＜指標＞ 福祉のまちづくり条例整備基準適合率 19.3%（R5） → 増加させる

2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）

趣 旨

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障害者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指す。

建築物に対する規制

- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、建築物の出入口や廊下、トイレ、駐車場等のハード整備に関する基準を規定。
- ・ 多数の者が利用する施設（特定建築物）について、基準適合への努力を義務づけ。
- ・ 上記のうち、特にバリアフリー化の必要性が高い建築物（特別特定建築物）で一定規模以上のものに対して、基準への適合を義務づけ等。

新潟県福祉のまちづくり条例（以下「県条例」という）

概 要

- ・ 多数の者が利用する施設（特定建築物）について、基準適合への努力を義務づけ。
- ・ 人的支援による代替措置基準などの県独自基準を設定。
- ・ 一定規模の特定建築物に対し、事前協議を義務づけ、バリアフリー化に関する指導・助言を実施。
- ・ 基準に適合する施設に対し、適合証を交付。

2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要

国・県・市町村の役割

バリアフリー法

国の責務

第4条

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

地方公共団体の責務

第5条

地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

新潟県福祉のまちづくり条例

県の責務

第3条

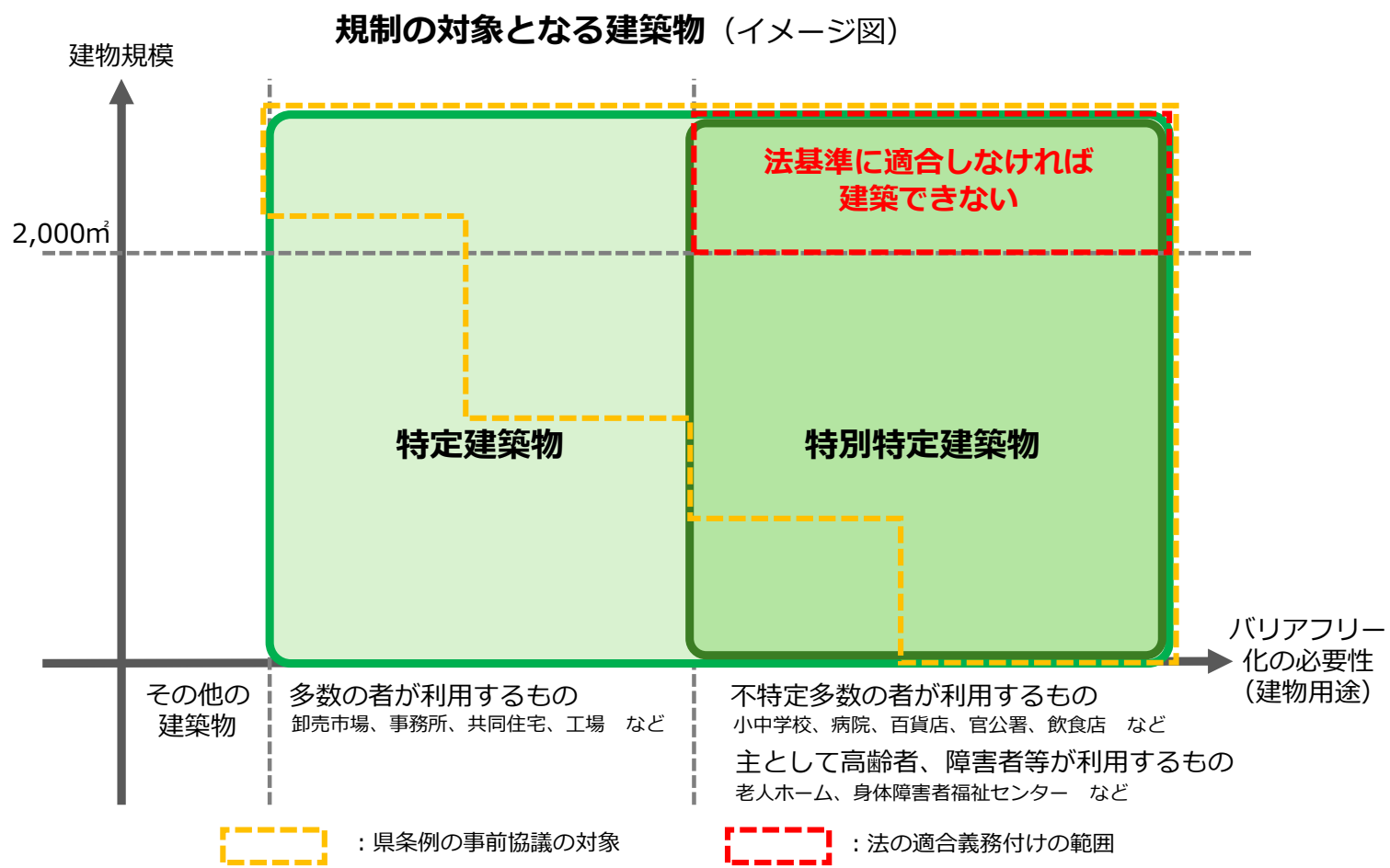
県は、事業者及び県民の参加と協力の下に福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

市町村の責務

第4条

市町村は、福祉のまちづくりに関し、県の施策に協力するとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

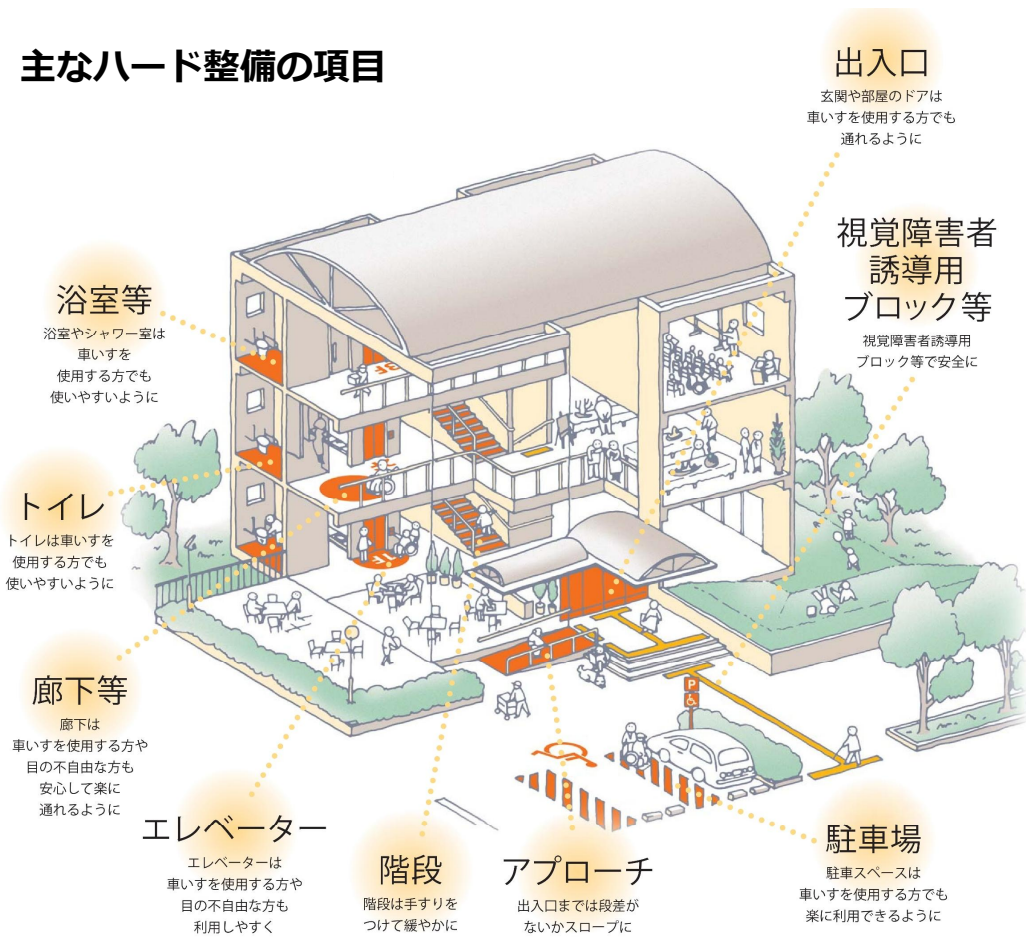
2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要



5

2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要

主なハード整備の項目



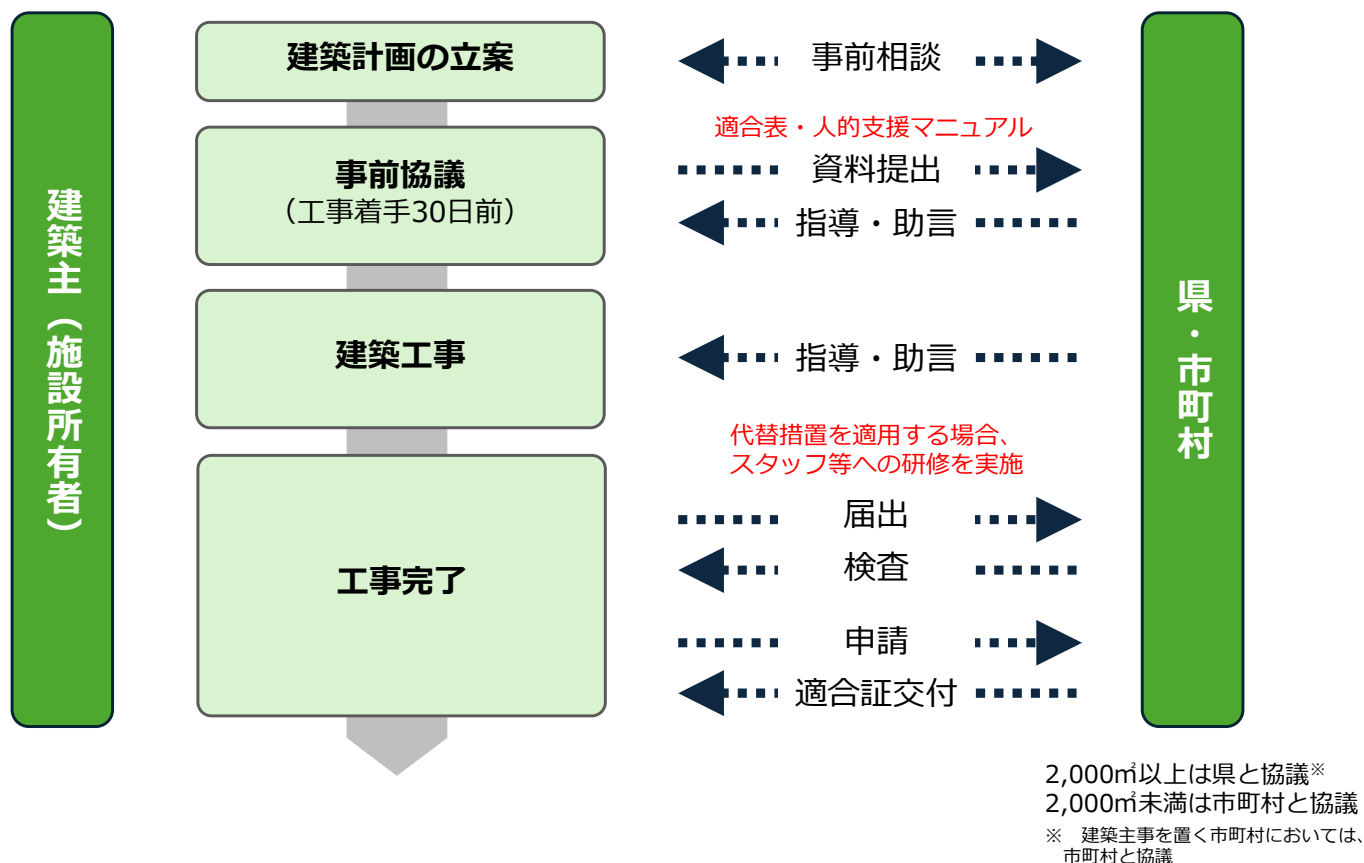
〔整備基準の具体例〕

廊下	幅120cm以上
	滑りにくい仕上げ
	階段周辺に注意喚起用床材
階段	滑りにくい仕上げ
	段を容易に識別可能
	両側に手すり設置
便所	腰掛便座・手すり等を適切に設置
	十分な空間の確保
	出入口口幅 80cm以上
	オストメイトを設置
障害者用 駐車場	1以上 設置
	幅350cm以上
	出入口の近くに設置

6

2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要

事前協議の流れ



2 新潟県福祉のまちづくり条例の概要

施策の評価指標

〔適合率の算定方法〕

$$\text{適合率} = \frac{\text{「適合」となった事前協議の件数}}{\text{事前協議の全件数}}$$

〔適合の判定基準〕

- 新築の場合 : 適用する**すべての整備基準に適合**すること
新築以外の場合 : **既存部分も含めて**、適用する**すべての整備基準に適合**すること

3 新潟県福祉のまちづくり施策推進会議

平成8年に新潟県福祉のまちづくり条例が策定されたことを踏まえ、「福祉のまちづくり」を県民総参加により推進するため、同年に新潟県福祉のまちづくり施策推進会議を設置

〔設置要綱（抜粋）〕

第1条（設 置）

高齢者、障害者等を含むすべての人が自由に活動でき、主体性を保ちながら社会参加できる福祉のまちづくりを県民総参加により推進していくために、新潟県福祉のまちづくり施策推進会議を設置する。

第2条（事 務）

- 会議は、次に掲げる事項について検討、実施する。
- (1) 福祉のまちづくりの推進方策に関すること
 - (2) 福祉のまちづくりの啓発、普及に関すること
 - (3) 福祉のまちづくりに関する情報交換、連絡調整に関すること
 - (4) その他福祉のまちづくりの推進に必要な事項

第3条（組 織）

会議は、福祉のまちづくりに関する学識経験者、福祉団体、民間事業者及び市町村行政関係者等から福祉保健部長が依頼する20人以内の委員で構成する。

3 新潟県福祉のまちづくり施策推進会議

委員名簿

任期：令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

分 野	所 属	役 職	氏 名
学識 経験者	新潟大学	フェロー	飯野 由香利
	新潟県立大学	教授	西村 愛
障害者等 団体	社会福祉法人 新潟県身体障害者団体連合会	理事	大杉 廣明
	一般社団法人 新潟県手をつなぐ育成会	理事	柳 洋治
	特定非営利活動法人 しば草会	代表理事	本間 フサ子
	一般社団法人 新潟県医師会	会長	堂前 洋一郎
	社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会	常務理事・事務局長	伊野 智彦
事業者 団体	一般社団法人 新潟県建築士事務所協会	副会長	近山 富貴
	一般社団法人 新潟県建設業協会	事業部第一部長	和田 大
	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	専務理事	綱島 知子
	公益社団法人 新潟県バス協会	会長	星野 佳人
行政庁	新潟県市長会	糸魚川市長	久保田 郁夫
	新潟県町村会	田上町長	佐野 恒雄